

眉山公園における民間活力導入可能性調査業務特記仕様書

1 業務名

眉山公園における民間活力導入可能性調査業務

2 業務目的

本業務は、徳島市のランドマーク「眉山」に設置している眉山公園を再整備するにあたり、「眉山活性化基本方針」を踏まえた、施設に求められる目的・機能、施設計画の条件等を整理し、施設の基本的な計画内容を取りまとめるとともに、整備・運営に関して民間活力を導入する場合の事業スキームについて、効果及び課題等を整理し、民間活力導入による事業の実施可能性について評価することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

徳島市眉山町茂助ヶ原ほか

5 業務内容

(1) 計画準備

本業務実施にあたり、業務の目的・趣旨を理解したうえで、業務計画書(業務概要、実施方針、業務工程、打合せ計画等)を作成する。

(2) 前提条件等の整理(東側エリア・西側エリア)

過年度までの検討経緯を踏まえ、本事業に関連する上位関連計画、現況データ、関係法令等を整理する。

(3) 民間意向調査の実施(東側エリア・西側エリア)

眉山公園再整備事業に関連する実施済みのサウンディング等の調査結果を踏まえ、より具体的な事業の方向性・方針、参画可能性、採算性(事業性)等の調査が必要な場合は、追加の意向調査を実施する。

第5.(8)項に定める事業推進支援の作成に向けて、民間意向調査を実施する。

具体的な調査方法は、市担当職員と協議の上決定する。

(4) 事業スキームの検討(東側エリア・西側エリア)

前項の調査結果を踏まえ、本事業に対する民間活力導入による事業スキーム(事業範囲・期間・事業手法及び官民のリスク分担等)について検討する。

(5) 基本方針の見直し(東側エリア・西側エリア)

前項までの結果を踏まえ、過年度までに市が作成した「眉山活性化基本方針」における「眉山未来プラン(案)」の見直しを行う。

(6) 財政負担額の算定(東側エリア・西側エリア)

本事業を実施するに当たっての総事業費を算出し、資金調達条件として、起債、補助金の適用可能性や各種支援措置・制度について調査し、検討整理する。

(7) 総合評価及び事業化へ向けた課題の整理(東側エリア・西側エリア)

本事業において想定される事業手法について、定性的評価及び定量的評価の結果を踏まえ、総合評価により、本事業において最適と考えられる事業手法を選定する。

(8) 事業推進支援

前項までの検討結果を踏まえ、次年度以降の民間事業者の公募及び円滑な事業推進に向けた条件整理等の支援・助言等を行う。

(9) 報告書作成

前項までの検討結果を踏まえ、報告書の取りまとめを行う。

(10) 打合せ協議

打合せ協議は、業務の主要決定事項に合わせて全体で5回程度を実施する。また、打合わせ協議ごとに議事録を取り提出する。

6 留意事項

- (1) 業務を履行するにあたり法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を洩らさないこと。
- (3) 各業務を履行するにあたり、受託者は、常に職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知したうえで作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (4) 受注者は契約締結後、この契約を締結した日から5日以内(休日等を含む。)に業務計画書を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。
- (5) 業務実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、万全の対策を講じること。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (6) 本業務を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを市に提出し、承諾を得ること。
- (7) 本業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (8) 契約の履行または不履行により、市または第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された

場合は速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。

- (10) 本業務により作成された資料およびデータの所有権は本市に帰属するものとする。
- (11) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

7 成果物

- (1) 報告書 2 部(正・副本)
- (2) 調査にあたり作成した資料 1 式
- (3) 上記の電子データ 1 式